鶴岡市監査公告第２８号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定による監査を実施したので、結果に関する報告を同条第９項の規定により公表する。

令和８年１０月２９日

鶴岡市監査委員　　佐　藤　光　治

鶴岡市監査委員　　尾　形　昌　彦

記

１　準拠した基準　　鶴岡市監査基準（令和２年４月１日施行）
２　監査の種類　　財政援助団体等監査
３　監査の対象
（１）対象団体等　　特定非営利活動法人鶴岡市スポーツ協会
　　指定管理施設　鶴岡市宝田体育館ほか１２施設(別紙)
（２）監査の範囲　　令和７年度会計に係る施設の管理及び事務の執行状況
４　監査の着眼点
　監査委員が定めた「令和８年度定期監査の着眼点」に基づいて実施した。
５　監査の主な実施内容
　提出された資料に基づいて関係書類を調査した。
６　監査の実施場所及び日程
（１）実施場所　　小真木原総合体育館会議室
（２）日程　　監査期間　令和８年８月２０日　～　８月２４日
７　監査の結果
　団体の関係帳票の記録整備、領収書等証拠書類の整理保存、出納事務等については概ね良好に処理されており、全般的に施設は適切に管理されているものと認められた。

≪別紙≫

鶴岡市宝田体育館
鶴岡市東部運動広場
鶴岡市大山運動広場
鶴岡市立鶴岡第二中学校屋外運動場照明施設
鶴岡市立鶴岡第四中学校屋外運動場照明施設
鶴岡市小真木原陸上競技場
鶴岡市小真木原多目的広場
鶴岡市小真木原総合体育館
鶴岡市朝暘武道館
鶴岡市小真木原野球場
鶴岡市小真木原テニスコート
鶴岡市小真木原スケート場
鶴岡市小真木原相撲場

鶴岡市監査公告第２９号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定による監査を実施したので、結果に関する報告を同条第９項の規定により公表する。

令和８年１０月２９日

鶴岡市監査委員　　佐　藤　光　治

鶴岡市監査委員　　尾　形　昌　彦

記

１　準拠した基準　　鶴岡市監査基準（令和２年４月１日施行）
２　監査の種類　　財政援助団体等監査
３　監査の対象
（１）対象団体等　　公益財団法人致道博物館
　　指定管理施設：史跡旧致道館、大宝館
（２）監査の範囲　　令和７年度会計に係る施設の管理及び事務の執行状況
４　監査の着眼点
　監査委員が定めた「令和８年度定期監査の着眼点」に基づいて実施した。
５　監査の主な実施内容
　提出された資料に基づいて関係書類を調査した。
６　監査の実施場所及び日程
（１）実施場所　　櫛引庁舎
（２）日程　　監査期間　令和８年９月９日　～　９月２５日
７　監査の結果
　団体の関係帳票の記録整備、領収書等証拠書類の整理保存、出納事務等については概ね良好に処理されており、全般的に施設は適切に管理されているものと認められた。